

お見合いサポート事業ご利用のルール等

I. 禁止事項等について

1. 次にかかる行為（以下、「禁止行為」という。）は、禁止します。

- (1) 偽りその他不正な手段で登録し、または登録しようとする事
- (2) 結婚しているにもかかわらず登録し、または登録しようとする事
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員および暴力団員等をいう。）である者が登録すること
- (4) お見合いサポート事業（以下「本事業」という。）を悪用すること、または悪用しようとする事
- (5) 営業、勧誘、政治および宗教活動など自分自身の結婚相手を探す目的以外の活動を行うこと
- (6) 本事業で知り合ったお相手の方に対し、待ち伏せ、見張りなどを行い、面会、交際その他の義務のないことを強要し、著しく粗野又は乱暴な言動その他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律2条1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと
- (7) 本事業で知り得た秘密および個人情報を本人の承諾なく開示、漏洩または利用すること
- (8) 登録会員、婚活サポーターおよび入善町の信用または品位を傷つける行為
- (9) 登録会員、婚活サポーターおよび町に対し、不当な要求を執拗に行うなど、入善町が行う結婚支援事業の運営を阻害すること
- (10) その他、町が不適切と認める行為を行うこと

2. 他の登録会員または婚活サポーターから、禁止行為についての情報提供等があった場合には、必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会することがあります。

3. 禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、結果が重大であるなどの場合は、法令に基づき厳正に対処します。

Ⅱ 登録の抹消等

次の項目に該当する場合は、直ちに会員登録を抹消し、入善町が実施する結婚支援のための全事業への参加等をお断りいたします。

- (1) 申込書その他の書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 結婚している場合
- (3) 暴力団員等である場合
- (4) 禁止行為を行った場合
- (5) 町の指示、指導に従わない場合
- (6) 町が重要とする連絡に一切応答がない場合
- (7) その他、町が不適切と認めた場合

Ⅲ. 免責事項等

(1) お見合いには、お相手の承諾が必要ですので、時期などはお約束できません。また、本事業におけるお見合いは出会いの場を提供するものであり、交際および結婚を保証するものではありません。

(2) 交際または結婚については、自己の判断と責任で行うものとし、万が一、相手方との間でトラブル等が発生した場合も、原則、当事者で解決していただきます。

(3) 交際、結婚および結婚後における当事者間のトラブル等に関して、町および婚活サポーターは一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。

Ⅳ. その他

(1) ここに記載するルールについては、必要に応じ、何ら通告をすることなく改訂することがあります。この場合、会員は、改訂後のルールに従うものとします。

(2) ここに記載するルールに違反する事例等があった場合には、お手数ですが、町まで連絡をお願いします。